

ライツ総合法律事務所 弁護士報酬基準

第1章 総則

(目的および趣旨)

第1条 2004（平成16）年4月1日から、弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士は各法律事務所ないし弁護士毎に料金を定めることが必要となりました。そこで、当法律事務所は、以下のとおりの基準に従い、弁護士が法律事務を行うにあたっての報酬を定めております。なお、本基準に記載した金額は、いずれも消費税（10%）を含む記載となっています。

(弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士報酬は、法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料・日当および着手前調査費用とします。

2 前項の意義は、次のとおりです。

(1) 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（面談のほか、Web・電話・電子メール・ファックスその他書面による相談に対する簡易な回答を含む）の対価をいいます。

(2) 書面による鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。

(3) 着手金

事件または法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

(4) 報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについ

て、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

(5) 手数料

原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

(6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

(7) 日 当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために時間を費やすこと（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいいます。

(8) 着手前調査費用

弁護士が、受任前に法律関係や・事実関係につき、事前処理を行なつたが、受任に至らなかった場合の対価をいいます。

(弁護士報酬の支払時期)

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従います。ただし、依頼者との協議により、異なる時期に支払いを受けることができるものとします。

(事件等の個数等)

第4条 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。

ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとします。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

(弁護士の報酬請求権)

第5条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求させていただきます。

2 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができます。

- (1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
- (2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第6条 弁護士は依頼者に対し、予め弁護士報酬等について、十分に説明させて頂きます。

2 弁護士は、事件等を受任した後、必要に応じ、速やかに、委任契約書を作成し、契約を締結致します。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額または算定方法および支払時期その他の特約事項を記載します。

4 弁護士は、依頼者からの要望があった場合、弁護士報酬等の額または算出方法および支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付します。

(弁護士報酬の特則による増額)

第7条 依頼を受けた事件等が、特に重大もしくは複雑なとき、審理もしくは処理が著しく長期にわたるときまたは受任後同様の事情が生じた場合において、弁護士は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内に増額することができるものとします。

第2章 法律相談等

(法律相談料)

第8条 初回の法律相談料は、原則として次のとおりとします。

(1)一般市民の法律相談料	30分毎に金5,500円以上
(2)事業者の法律相談料	30分毎に金11,000円以上

2 前項の法律相談とは、事件単位で相談者から受ける初めての法律相談であって、同一の案件について、2回目以降の法律相談については、原則として、第5章が定める時間制（タイムチャージ）にて、積算・請求をなすものとします。

(書面による鑑定料)

第9条 書面による鑑定料は金22万円以上とします。

2 前項において、事案が特に複雑または特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を増額した額の書面による鑑定料を受けることができます。

第3章 着手金および報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金および報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金および報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

(経済的利益—算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、この報酬基準に定めのない限り、次のとおり算定します。

(1) 金銭債権は、債権総額（利息および遅延損害金を含む）。

- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7又は7年分の額。
- (4) 貸料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。
- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。
- (14) 遺留分侵害額請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。

(経済的利益算定の特則)

第12条 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。

- (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

(2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益－算定不能な場合)

第13条 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円とします。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数・時間および依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

(民事事件の着手金および報酬金)

第14条 示談交渉・調停・訴訟・非訟・審判・保全・執行等の民事事件の着手金および報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下 165,000円以上	8.8% 165,000円以上	17.6%
金300万円を超える、金3000万円以下 +99,000円	5.5% +99,000円	11% +198,000円
金3000万円を超える、金3億円以下 +759,000円	3.3% +759,000円	6.6% +1,518,000円
金3億円超 +4,059,000円	2.2% +4,059,000円	4.4% +8,118,000円

- 2 前項の着手金および報酬金は、事件の内容により、50%の範囲内で増減額することができます。
- 3 民事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができます。

(離婚事件)

第15条 離婚事件の着手金および報酬金は、次のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

離婚事件の内容	着手金および報酬金
離婚調停事件・離婚交渉事件	それぞれ金33万円以上
離婚訴訟事件	それぞれ金44万円以上

2 前項において、財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、依頼者と協議のうえ、前条の規定により算定された着手金および報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することとします。

(家事審判事件の特則)

第16条 家事審判事件で、事案簡明なものについての弁護士報酬は金16万5千円以上55万円以下の範囲内における手数料のみとすることができます。

2 受任後、審理または処理が長期にわたる事情が生じたときは、第14条の規定により算定された範囲内で、着手金および報酬を受け取ることができることとします。

(倒産整理事件)

第17条 破産・民事再生・特別清算および会社更生の各事件の着手金は、それぞれ次の額とします。ただし、資本金・資産および負債の額ならびに、関係人の数等事件の規模に応じて増額できるものとします。

- (1) 事業者の自己破産事件 金110万円以上
- (2) 非事業者の自己破産事件 金33万円以上
- (3) 事業者の民事再生事件 金110万円以上
- (4) 非事業者の個人再生事件 金33万円以上

(5) 特別清算事件 金 1 1 0 万円以上

(6) 会社更生事件 金 2 2 0 万円以上

2 前項の各事件の報酬金は、配当額・配当資産・免除債権額・延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定します。

(任意整理事件)

第18条 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下、「任意整理事件」という）の着手金は、資本金・資産および負債の額ならびに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

(1) 非事業者の任意整理事件については、債権者1社につき、金3万3千円以上として、債権者数に応じて算定された金額とします。ただし、1社の債権額が、

① 50万円を超える場合には金2万2千円

② 100万円を超える場合には金5万5千円

③ 500万円を超える場合には金11万円

④ 1000万円を超える場合には金22万円

⑤ 5000万円を超える場合には金33万円

⑥ 1億円を超える場合には金55万円

をそれぞれ1社ごとに加算することができます。

(2) 前号の着手金は、金11万円を最低額とします。

(3) 事業者の任意整理事件については、非事業者について算定された額の倍額以上とします。

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額（以下、「配当原資額」という）を基準として算定します。

3 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、第14条の規定により算定された報酬金を受けることができるのこととします。

第2節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第19条 刑事事件の着手金は、次のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前	金38万5千円以上
起訴後 (第1審)	金38万5千円以上
上訴審 (控訴審および上告審)	金38万5千円以上
再審請求事件、再審公判事件	金110万円以上

2 事実関係に争いがあるなど、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されるときは、前項の金額の1.5倍により算定します。

(刑事事件の報酬金)

第20条 刑事事件の報酬金は次のとおりとします。

刑事事件の内容	報酬
起訴前	金38万5千円以上
起訴後 (第1審)	金38万5千円以上
上訴審 (控訴審および上告審)	金38万5千円以上
再審請求事件、再審公判事件	金55万円以上

2 事案が長期化し、又は事実関係に争いがあるなど、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが求められたときは、前項の金額の1.5倍により算定します。

(保釈等)

第21条 保釈・拘留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・拘留理由開示等の申立事件の着手金および報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件または被告事件の着手金および報酬金とは別に、相当な額

を受けることができることとします。

(告訴・告発等)

第22条 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄等の手続きの着手金は1件につき、金33万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができることとします。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金および報酬金)

第23条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、次のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前および送致後	金38万5千円以上
抗告・再抗告および保護処分の取消	金38万5千円以上

2 少年事件の報酬金は次のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始または不処分	金38万5千円以上
その他	金38万5千円以上

3 弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、刑事被疑者としての勾留の有無、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増額することとします。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第24条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、前条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。

2 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によるものとします。

第4章 手数料

(手数料)

第25条 手数料は、この報酬基準に特に定めの無い限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます)	基本	金22万円に第14条の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
倒産整理事件の債権届出	基本	金5万5千円以上
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

(2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
着手前調査費用	基本	金5万5千円以上

	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定め る額	
法律関係調査 (事実関係調査 を含みます)	基 本	金 5 万 5 千円以上	
	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定め る額	
契約書類および これに準ずる 書類の作成	定 型	経済的利益の額が 金 1 0 0 0 万円 未満のもの	金 1 1 万円
		経済的利益の額が 金 1 0 0 0 万円 以上、金 1 億円 未満のもの	金 2 2 万円
		経済的利益の額が 金 1 億円以上の もの	金 3 3 万円以上
非定型	基 本	金 3 0 0 万円以下の部分 ： 金 1 1 万円	
		金 3 0 0 万円を超え、 金 3 0 0 0 万円以下の部分 ： 1 . 1 %	

		金3000万円を超える部分 金3億円以下の部分 : 0.33%
		金3億円を超える部分 : 0.11%
	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議 により定める額
	公正証書にする場合	上記手数料に金5万5千円 以上の金額を加算する。
内容証明郵便 作成	基 本	金3万3千円以上
	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議により定め る額
遺言書作成	定 型	金11万円以上
	非定型	基 本 金300万円以下の部分 : 金22万円

		金300万円を超える部分 金3000万円以下の部分 ：1. 1%
		金3000万円を超える部分 金3億円以下の部分 ：0.33%
		金3億円を超える部分 ：0.11%
	特に複雑 または特殊 な事情が ある場合	弁護士と依頼者との協議 により定める額
	公正証書にする場合	上記手数料に金5万5千円 以上の金額を加算する。
遺言執行	基 本	金300万円以下の部分 ：金33万円
		金300万円を超える、 金3000万円以下の部分 ：2. 2%
		金3000万円を超える、 金3億円以下の部分 ：1. 1%

		金3億円を超える部分 : 0.55%
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求します。
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	<p>資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額に応じて以下により算出された額。</p> <p>ただし、合併または分割については金220万円を、通常清算については金110万円を、それぞれ最低額とします。</p> <p>金1000万円以下の部分 : 4.4%</p> <p>金1000万円を超え、 金2000万円以下の部分 : 3.3%</p>

		<p>金2000万円を超える、 金1億円以下の部分 ：2. 2%</p> <p>金1億円を超える、 金2億円以下の部分 ：1. 1%</p> <p>金2億円を超える、 金20億円以下の部分 ：0.55%</p> <p>金20億円を越える部分 ：0.33%</p>
株主総会等 指導等	基 本	金33万円以上
	総会等準備も指導する 場合	金55万円以上

任意後見契約 および財産管 理・身上監護	<p>(1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他（依頼者の財産管理または身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料</p> <p>「着手前調査費用」の基準を準用します。</p> <p>(2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬</p> <p>(イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 月額3万3千円以上</p> <p>(ロ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額5万5千円以上</p> <p>ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができることとします。</p> <p>(3) 契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 1回あたり3万3千円以上</p>
----------------------------	---

第5章 時間制

(時間制)

第26条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章および第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を

含みます) を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

2 前項の単価は1時間毎に金3万3千円以上とします。

ただし、受任した事件等の処理に要した時間に、1時間に満たない端数が生じた場合、その端数は、依頼者との協議により弁護士報酬を定めるものとします。

3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性および弁護士の熟練度等を考慮し、前項の額を増減することができることとします。

4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることとします。

第6章 顧問料

(顧問料)

第27条 顧問料は、次のとおりとします。

事業者：月額 金5万5千円以上

2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別に定めるものとしますが、特に明記しない場合は、Web・電話・ファックスおよび電子メール等による、一般的かつ簡易な法律相談業務とします。

3 時間制の場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求することとします。

4 法律関係調査、契約書その他の書類の作成、書面鑑定、契約立合、従業員の法律相談、株主総会の指導または立ち合い、講演などの業務の内容および弁護士報酬、ならびに交通費および通信費などの実費の支払等については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の中で、その対応方法を決定します。

ただし、上記の業務に関しては、あらかじめ顧問契約では定めを置かず別途、個別的に定めることもできることとします。

第7章 日 当

(日 当)

第28条 日当は次のとおりとします。

半日（往復2時間を超え、4時間まで）	金3万3千円以上
1日（往復4時間を超える場合）	金5万5千円以上

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとします。

(出廷日当)

第29条 出廷日当を定める場合は次のとおりとします。

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件、調停事件、刑事案件および少年事件の期日出廷1回につき金3万3千円以上

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から出廷日当を預かることができることとします。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第30条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めるることができます。

- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができるものとします。

第9章 委任契約の精算

(委任契約の中途終了)

第31条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求します。

- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任が無いにもかかわらず、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができることとします。

(事件等処理の中止等)

第32条 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を中止することができるものとします。

- 2 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知致します。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

(弁護士報酬の相殺等)

第33条 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺しまたは事件等について保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

- 2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知致します。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

以上